

pick up 1

みんなの声が届く議会、
信頼される議会へ

瑞穂町議会基本条例・

瑞穂町議会議員政治倫理条例を制定

議会基本条例制定で ～議会の役割と責任を鮮明に～

声を形にするまでの流れ 一例



9月定例会で瑞穂町議会基本条例が全会一致で可決されました。元年6月に発足した議会活性化特別委員会では、議会基本条例制定に向けて、これまで延べ17回の会議を開催し調査や議論を重ねてきました。3年4月1日から施行します。

なお、議会活性化特別委員会では、この条例の理念が実現できるように、組織形態や会議の在り方などを引き続き見直していきます。

また、瑞穂町議会議員政治倫理条例も制定しました。議員として信頼を損なうような行為を禁止する条例です。

議会活性化 特別委員会 委員

- 委員長 村上嘉男 副委員長 森 巨
- 委員 近藤 浩、小川龍美、小山典男
原 隆夫、山崎 栄、香取幸子



議会基本条例前文

議会は、町長とともに町民の選挙により選ばれた議員によって構成される町民の代表機関です。この二つの代表機関は、議事機関及び執行機関として独立対等の立場にあり、それぞれの機能をいかし、町民の負託に応え、町民全体の福祉向上と豊かなまちづくりの進展を目指すという共通の使命が課されています。特に地方公共団体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日においては、議会には、これまで以上に町長その他の執行機関（以下「町長等」といいます。）による適正な行政運営を確保するための監視及び評価、さらには政策立案及び政策提言の機能を一層強化する責務を果たすことが求められています。議会は、このような使命と責務を重く受け止め、積極的な情報公開と町民参加の下、開かれた議会をとおして説明責任を果たすとともに、議員間の自由な討議を展開しながら、町政の論点を明らかにして、政策の実現に努めなければなりません。

ここに、議会は、議会及び議員の活動原則等を明らかにし、議会と町民及び町長等との関係を定め、町民の負託と信頼に全力で応えていくことを決意し、議会の規範として、瑞穂町議会基本条例を制定します。

議会基本条例制定の目的が示されている前文